

○総務省告示第三百三十九号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第三十一条の規定に基づき、平成六年郵政省告示第七十二号（端末設備であつて電波を使用するものうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件）の一部を次のように改正する。

令和四年四月二十七日

総務大臣 金子 恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改正後	改正前
<p>二 電気通信事業の用に供する電気通信回線設備との接続において電波を使用する端末設備</p> <p>〔1～11 略〕</p> <p>12 無線設備規則第四十九条の二十三から第四十九条の二十三の三まで、第四十九条の二十</p> <p>三の五又は第四十九条の二十三の六に規定する携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備を使用する端末設備</p> <p>〔13～15 略〕</p>	<p>二 〔同上〕</p> <p>〔1～11 同上〕</p> <p>12 無線設備規則第四十九条の二十三又は第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備を使用する端末設備</p> <p>〔13～15 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	